



令和 7 年度 輸入食品等に関する業務説明会

新潟検疫所食品監視課
令和 7 年 5 月 2 1 日

目次

1. 令和5年度、6年度の輸入実績
2. 令和7年度輸入食品監視指導計画
3. 第7次NACCS更改に係る追加機能
4. 令和7年度モニタリング計画
5. 新潟検疫所からの連絡事項（届出時の注意点等）
6. 質疑応答

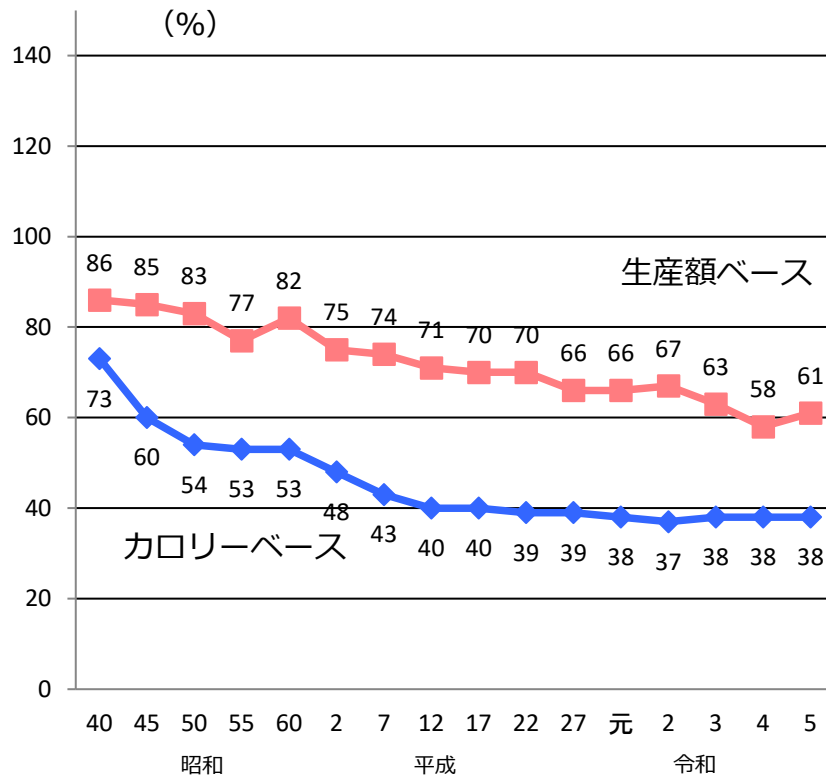


1. 令和5年度、6年度の輸入実績

- ・ 令和5年度 輸入食品監視指導計画監視結果
- ・ 令和6年度 新潟検疫所輸入実績（速報値）
- ・ 令和6年度 新潟検疫所違反事例
- ・ 輸入者に対する輸入前相談

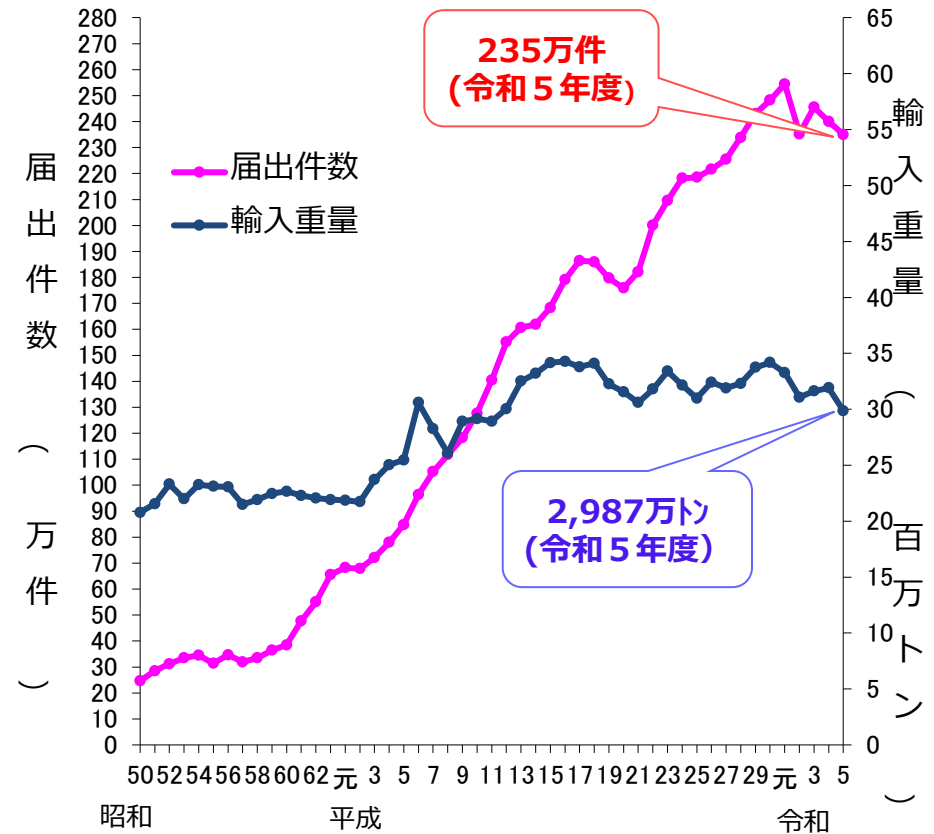
日本は食料の多くを海外に依存

日本の総合食料自給率の推移



(資料出所) 農林水産省「食料需給表」(令和5年度)

輸入食品件数・重量



(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和5年度)

令和5年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,350,033件
- ◆ 検査件数 199,272件（検査率8.5%）
（検査命令 62,333件、モニタリング検査 50,060件、指導検査等 85,596件）
- ◆ 違反件数 763件（届出件数の0.03%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数延べ100,109件に対し、延べ101,096件実施（実施率約101%）

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 27の国・地域の62品目

❖ 検査命令移行品目

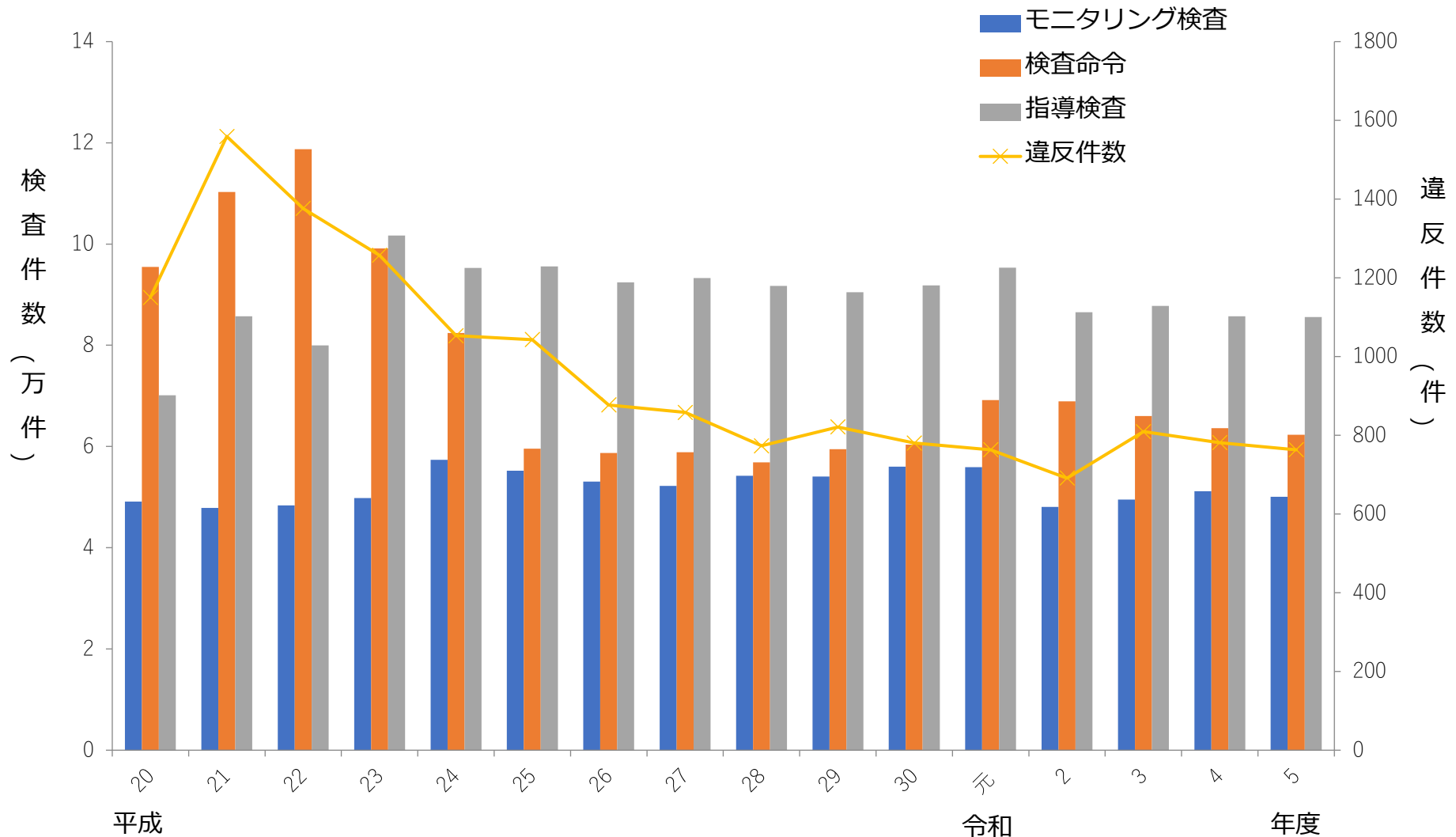
- ◆ 16の国・地域の27品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国 4 品目及び39の国・地域の111品目（令和7年4月1日時点）

令和5年度輸入食品監視指導計画監視結果

輸入時の検査・違反件数の推移



主な食品衛生法違反内容（令和5年度）

違反条文		違反件数	構成比(%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	226（延数） 224（実数）	27.8	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、ブランデーからのメタノールの検出、しそからの腸管出血性大腸菌O26の検出、二枚貝からの麻痺性貝毒、下痢性貝毒の検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）
10	病肉等の販売等の禁止	8（延数） 8（実数）	1.0	衛生証明書の不添付
12	添加物等の販売等の制限	42（延数） 39（実数）	5.2	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、キノリンイエロー、ケイ酸アルミニウムカリウム、サイクラミン酸、ブリリアントブラックBN、ホウ酸、硫酸マンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素化塩)の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	495（延数） 459（実数）	61.0	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過、 <i>E.coli</i> 陽性等）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
18	器具又は容器包装の基準及び規格	38（延数） 32（実数）	4.7	材質別規格等の違反
68	おもちゃ等への準用規定	3（延数） 3（実数）	0.4	おもちゃの規格違反
計		812（延数） ※763（実数）		※第6条第3号及び第13条第2項違反が1件 第12条及び第13条第2項違反が1件

令和6年度新潟検疫所 届出実績等（速報値）

年次		届出数重量		検査件数* ¹ (検査率：％* ²)	違反件数 (違反率：％* ²)
		件数 (対前年比：％)	重量 千トン (対前年比：％)		
令和 元年度	新潟	32,253(99.8)	249(96.1)	1,636(5.1)	2(0.01)
	全国	2,544,674(102.5)	33,273(97.3)	217,216(8.5)	763(0.03)
令和 2年度	新潟	35,851(111.2)	242(97.1)	1,637(5.1)	0(0.00)
	全国	2,352,082(92.4)	31,064(93.4)	200,876(8.5)	691(0.03)
令和 3年度	新潟	32,324(90.1)	222(91.7)	1,420(4.4)	6(0.01)
	全国	2,455,182(104.4)	31,627(101.8)	204,240(8.3)	809(0.03)
令和 4年度	新潟	31,059(96.1)	181(81.5)	1,205(3.9)	3(0.01)
	全国	2,400,309(97.8)	31,919(100.9)	202,671(8.4)	781(0.0)
令和 5年度	新潟	30,392(97.8)	168(92.8)	1,296(4.3)	1(0.00)
	全国	2,350,033(97.9)	29,867(93.6)	199,272(8.5)	763(0.03)
令和 6年度	新潟	32,581(107.2)	208(123.8)	1696(5.2)	11(0.03)

* 1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計件数から重複分を除いた数値

* 2 届出件数に対する割合

令和 6 年度新潟検疫所 月別届出実績(速報値)

届出月	令和 5 年度	令和 6 年度	前年度比 (%)
4月	2,879	2,682	93%
5月	2,836	2,955	104%
6月	2,712	2,723	100%
7月	2,433	3,121	128%
8月	2,534	2,532	100%
9月	2,511	2,694	107%
10月	2,365	2,730	115%
11月	2,397	2,699	113%
12月	2,456	2,679	109%
1月	2,917	3,248	111%
2月	2,254	1,948	86%
3月	2,095	2,570	123%
合計	30,389	32,581	107%

令和6年度新潟検疫所 品目別届出実績(速報値)

品目(大分類)	届出件数	構成比%	主な輸入品目	主な輸出国
畜産食品	0	0.00%		
畜産加工食品	106	0.33%	乳を主原料とする食品、ウズラ卵の加工品	シンガポール、オーストラリア、中国
水産食品	7	0.02%	サケ、エビ、わかさぎ	中国、ロシア、チリ
水産加工食品	668	2.05%	魚肉すり身、乾燥わかめ、乾燥ひじき、たこ、海苔	米国、中国、インド、タイ、韓国、ベトナム
農産食品	184	0.56%	大豆、うるち米、たまねぎ	米国、中国、タイ
農産加工食品	2,599	7.98%	塩蔵野菜、水煮野菜、米粉、落花生加工品	中国、タイ、イタリア、米国、ベトナム
その他の食品	1,151	3.53%	米菓、糖類、ビスケット	中国、タイ、韓国、マレーシア、ベトナム
飲料	133	0.41%	雑酒、ワイン	韓国、スペイン、ベトナム
食品添加物	327	1.00%	アミノ酸、甘味料製剤、加工デンプン	タイ、ベトナム、中国
器具	26,329	80.81%	割ぼう具、飲食器具	中国、韓国、マレーシア
容器包装	421	1.29%	合成樹脂製容器包装	韓国、中国
おもちゃ	656	2.01%	知育がん具、動物がん具	中国、台湾
合計	32,581	100.00%		10

令和6年度新潟検疫所 国別届出実績(速報値)

順位 (届出)	輸出国※	届出件数	構成比	主な輸入品	順位 (重量)
1	中国(1)	27,094	83.16%	器具、米菓、塩蔵野菜、水煮野菜、おもちゃ、落花生加工品	1
2	韓国(2)	1,111	3.41%	器具、容器包装、糖類、菓子	7
3	タイ(3)	848	2.60%	器具、米粉、食品添加物	3
4	ベトナム(5)	740	2.27%	器具、魚肉すり身、糖類	4
5	マレーシア(4)	708	2.17%	器具、でんぷん、ココア製品	5
6	フィリピン(6)	373	1.14%	器具、果実加工品	16
7	米国(7)	362	1.11%	魚肉すり身、米粉、米	2
8	イタリア(9)	251	0.77%	冷凍食品(野菜加工品)、水煮野菜	11
9	台湾(8)	222	0.68%	器具、おもちゃ	23
10	ドイツ(10)	149	0.46%	器具、野菜乾燥品	21
他	29ヶ国	723	2.22%	器具等	
合 計		32,581	100.00%		

※(): 前年度順位

令和6年度新潟検疫所 違反事例

品目	違反 条文	条文内容	違反 件数	輸出国	主な違反内容	措置 方法
ポリアミド (ナイロン) 製器具	6	器具又は容器包装 の基準及び規格	3	中国	個別規格不適合（蒸 発残留物、カプロラ クタム基準超過）	焼却

原因の概要

当該品の製造前に、カプロラクタムをモノマーとするナイロン6を原料とした他
国向けの掃除用ヘラを製造していた。

製造物が変わる際、製造機械はリムーバーを用いて清掃を行うが、リムーバーの
量が不十分であったため、調理用器具にナイロン6が混入した。

また、3種類の調理用器具の製造量がそれぞれ少量であったため、3つの製品で
混入が発生した。

令和 6 年度新潟検疫所 違反事例

品目	違反 条文	条文内容	違反 件数	輸出国	主な違反内容	措置 方法
L-グルタミン 酸ナトリウム	1 3	食品等の基準及び 規格	1	中国	規格基準不適合（塩 化物 不適合）	積み 戻し

原因の概要

日本向けの製品であることが正しく伝達されず製造された（中国向けの規格で製造）。

品質管理の検査でも、自社における日本向け規格値を超えていたが、気付くことなく輸出された。

令和6年度新潟検疫所 違反事例

品目	違反条文	条文内容	違反件数	輸出国	主な違反内容	措置方法
菓子	13	食品等の基準及び規格	2	韓国	食品添加物の使用基準超過（プロピレングリコール）	積み戻し

原因の概要

香料製剤メーカーが製剤を作り間違え、菓子メーカーの確認も不十分で誤りに気がつかなかった。

香料製剤中のプロピレングリコール量が、指定した香料製剤よりも多かったため、最終製品の菓子で基準を超過した。

令和 6 年度新潟検疫所 違反事例

品目	違反 条文	条文内容	違反 件数	輸出国	主な違反内容	措置 方法
うるち米	6	販売等を禁止される食品及び添加物	1	タイ	カビ臭、変色、腐敗を確認	積み戻し

原因の概要

輸出国にて、倉庫搬入車両が予定より早い日程で到着し、その時点で保管場所の確保ができていなかった。

商品を全て降ろし、一部が屋外に半日保管された際、降雨により水濡れが発生。

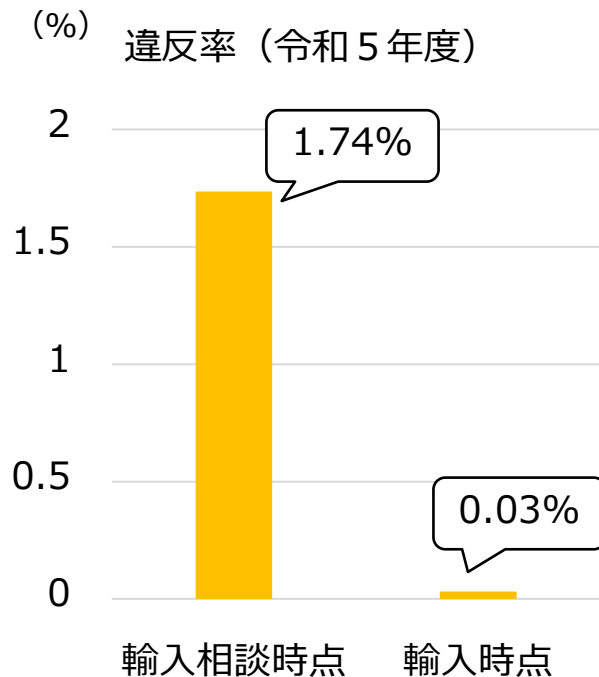
水濡れは拭き取り、保管業者が問題ないと判断し蔵入れされた。輸出者には水濡れに関する報告がなされず、そのまま船積みされ輸送中にカビが発生した。

輸入者に対する輸入前相談

食品衛生法に関する情報については、厚生労働省ホームページや検疫所を通じて随時提供する他、輸入者等に対して輸入事前指導を含めた個別の食品に関する相談対応の実施や説明会等を開催している。

❖ 輸入事前相談（輸入食品相談指導室）

全国13検疫所本所（小樽、仙台、成田空港、東京（羽田空港含む）、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇）には輸入者のための輸入食品相談指導室を設置し、個別の相談に応じている。



輸入前相談時点で判明するが多い。
⇒輸入前相談により効果的に輸入食品の
法違反の防止が可能。

- ① 輸入届出件数：2,350,033 件
輸入時に判明した違反件数：763 件
- ② 輸入相談実施件数：23,266 件
相談時に判明した違反該当件数：404 件

（資料出所）厚生労働省「令和5年度における輸入食品監視指導 計画に基づく監視指導結果」



2. 令和7年度輸入食品監視指導計画

①概要

輸入食品監視指導計画について

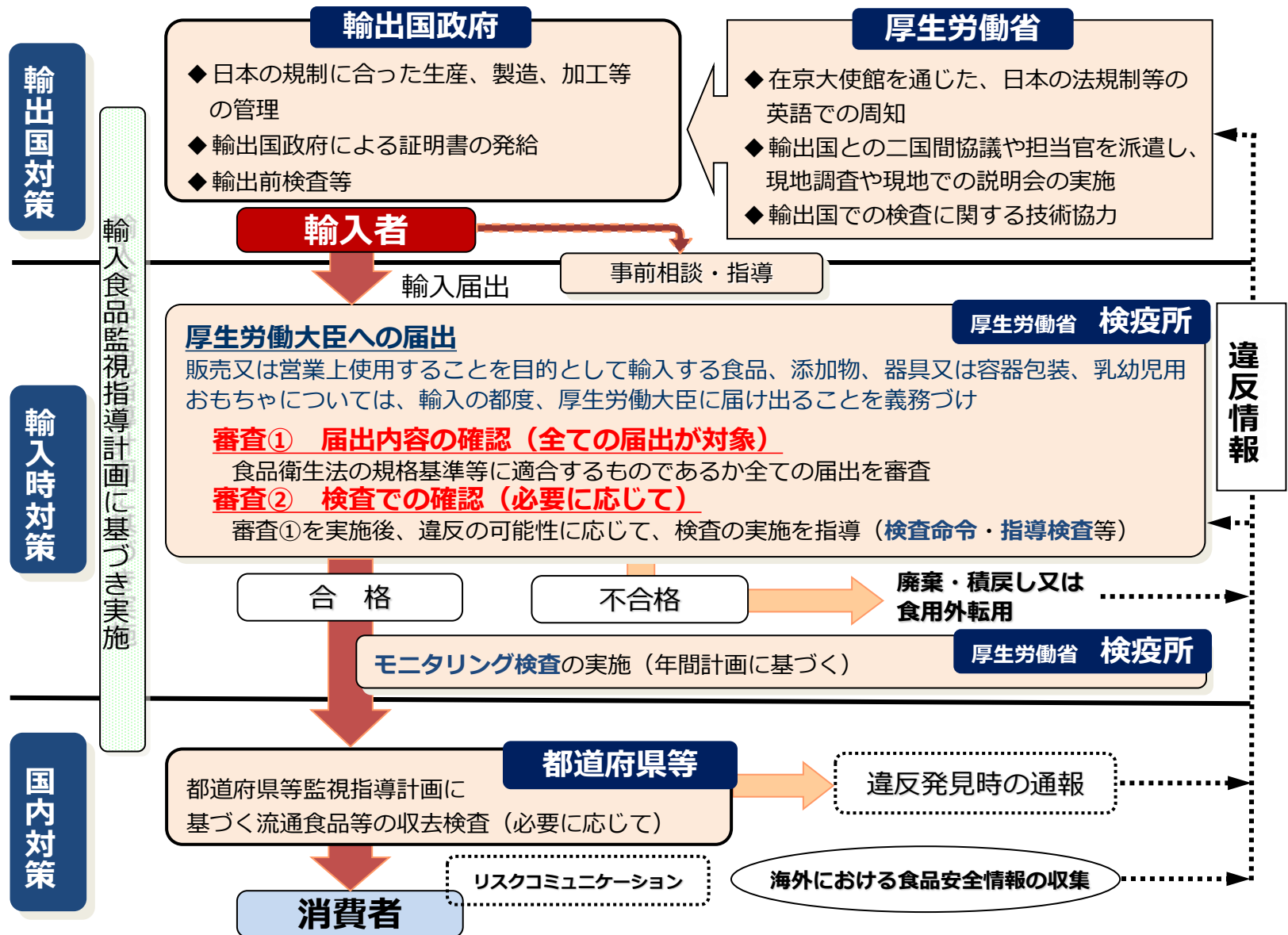
❖ 輸入食品監視指導計画について

輸入時の検査や輸入者の監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、輸入食品等の一層の安全性確保を図るため、食品衛生法第23条に基づき、輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画を策定するもの。

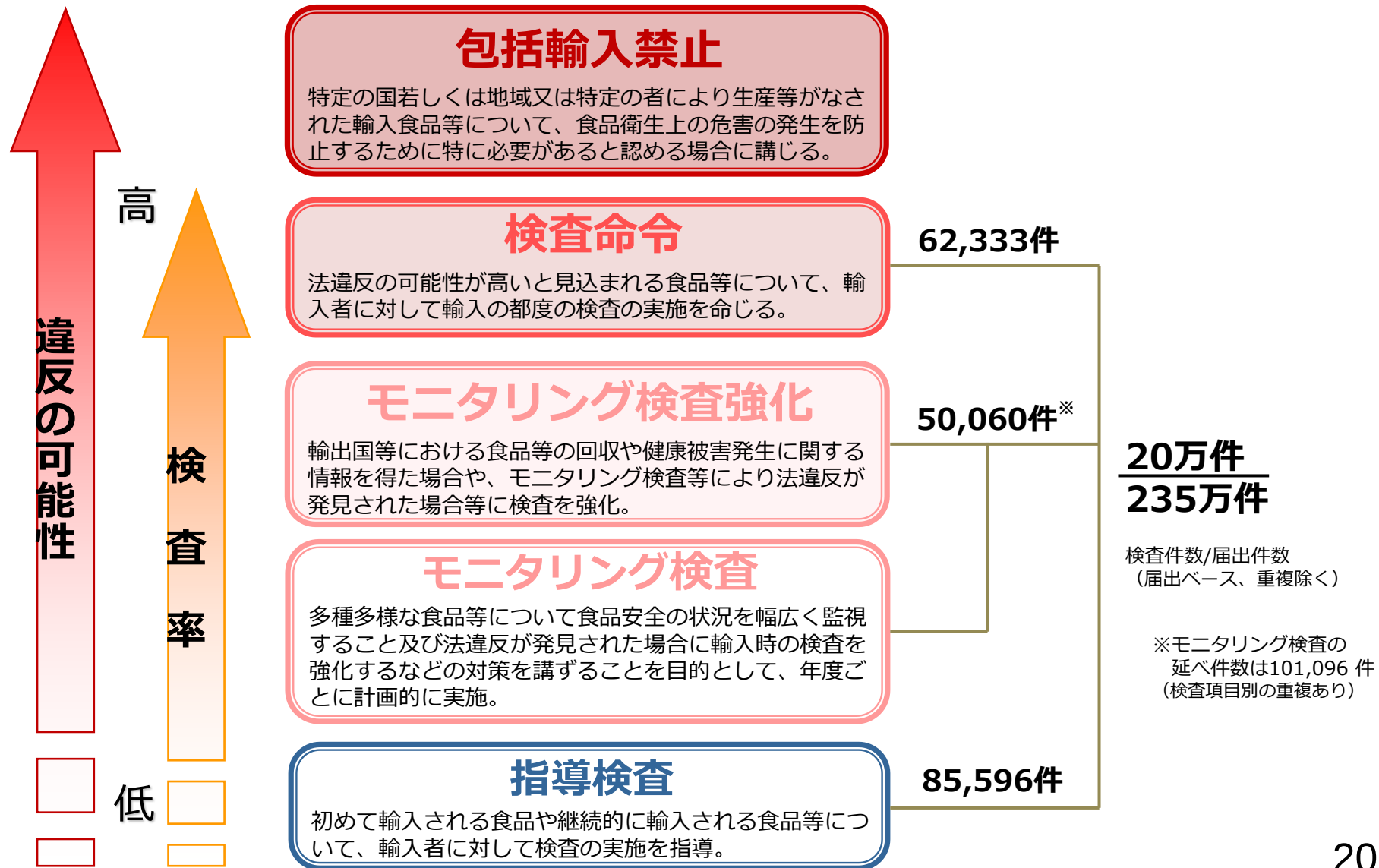
❖ 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行わなければならないとされている。この観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

輸入食品の監視体制



輸入時検査の仕組みと実施状況（令和5年度）



輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供
- ◆ 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ◆ 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び現地調査の実施
- ◆ HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められる食品の輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の確認等

❖ 輸出国への技術協力

- ◆ 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

令和6年度 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例

海外情報の内容	対象国	対象食品
金属片が混入していたとして、現地にて自主回収	オーストラリア	ワニ肉
リステリア・モノサイトゲネスが検出され、現地にて自主回収	フランス	ナチュラルチーズ

令和7年度輸入食品監視指導計画

輸入時の監視指導のポイント

① 輸入者への自主的な衛生管理の実施

- ・ いわゆる健康食品に対する健康被害情報の確認や、指定成分等含有食品の指導
- ・ 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に関する周知及び指導
- ・ 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導

② モニタリング検査の実施

- ・ 残留農薬等のポジティブリスト制度による残留農薬検査等の継続
- ・ 食中毒事例や病原微生物等の健康被害発生の高いと考えられる項目の重点的な検査
- ・ 違反状況、海外情報等に応じたモニタリング検査の実施

③ モニタリング検査以外の行政検査の推進

④ 検査命令の実施（対象国の明確化）

⑤ 包括的輸入禁止措置の検討

⑥ 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

令和7年度輸入食品監視指導計画

検査命令の実施における対象国の明確化について

全輸出国の見直し

- 科学的知見、検査や改善等状況を踏まえた見直しをおこなう
- 国ごとの改善等の状況、過去の輸入実績等を精査し、各国のリスクに応じた監視体制の拡充を図る
- 国単位での衛生管理や改善等の取組みを促すことで、輸入食品のさらなる安全性確保を図る

令和7年度		令和6年度	
対象国・地域	製品検査の対象食品等	対象国・地域	製品検査の対象食品等
<u>イラン、スペイン、トルコ、フランス</u>	乾燥いちじく	全輸出国	乾燥いちじく
<u>イラン</u>	ピスタチオナッツ		ピスタチオナッツ
<u>ペルー</u>	<u>ブラジルナッツ</u>		ブラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ
<u>スペイン、米国</u>	<u>アーモンド</u>		
<u>イタリア、インド、タイ、中国、ネパール、パキスタン</u>	<u>チリペッパー及びレッドペッパー</u>		
<u>インドネシア</u>	<u>ナツメグ</u>		
<u>タイ、ラオス</u>	<u>ハトムギ</u>		落花生及びその加工品（落花生を10%以上含有するものに限る。）
<u>アルゼンチン、インド、インドネシア、ガーナ、スリランカ、タイ、台湾、中国、トルコ、フィリピン、ブラジル、米国、南アフリカ共和国</u>	落花生及びその加工品（落花生を10%以上含有するものに限る。）		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		ミックススパイス及びミックスナッツ
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		すじこ

令和7年度輸入食品監視指導計画

モニタリング検査計画数 約100,000件

※ 落花生、おくら、ごまの種子、バナナの残留農薬、穀類・種実加工品のかび毒などを強化

検査項目	令和7年度	令和6年度
残留農薬	25,530	26,290
成分規格（大腸菌群等）	14,000	13,830
添加物	12,600	12,620
病原微生物（リステリア等）	15,310	15,420
抗菌性物質等	13,320	12,800
カビ毒（アフラトキシン等）	7,620	7,420
遺伝子組換え	950	950
放射線照射	670	670
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合 計	100,000	100,000

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

輸入食品監視指導計画に関する情報提供

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、検査命令やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載

日本語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00017.html

2. 意見交換会、説明会等

消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に意見交換会を開催

パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集

講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣

3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）



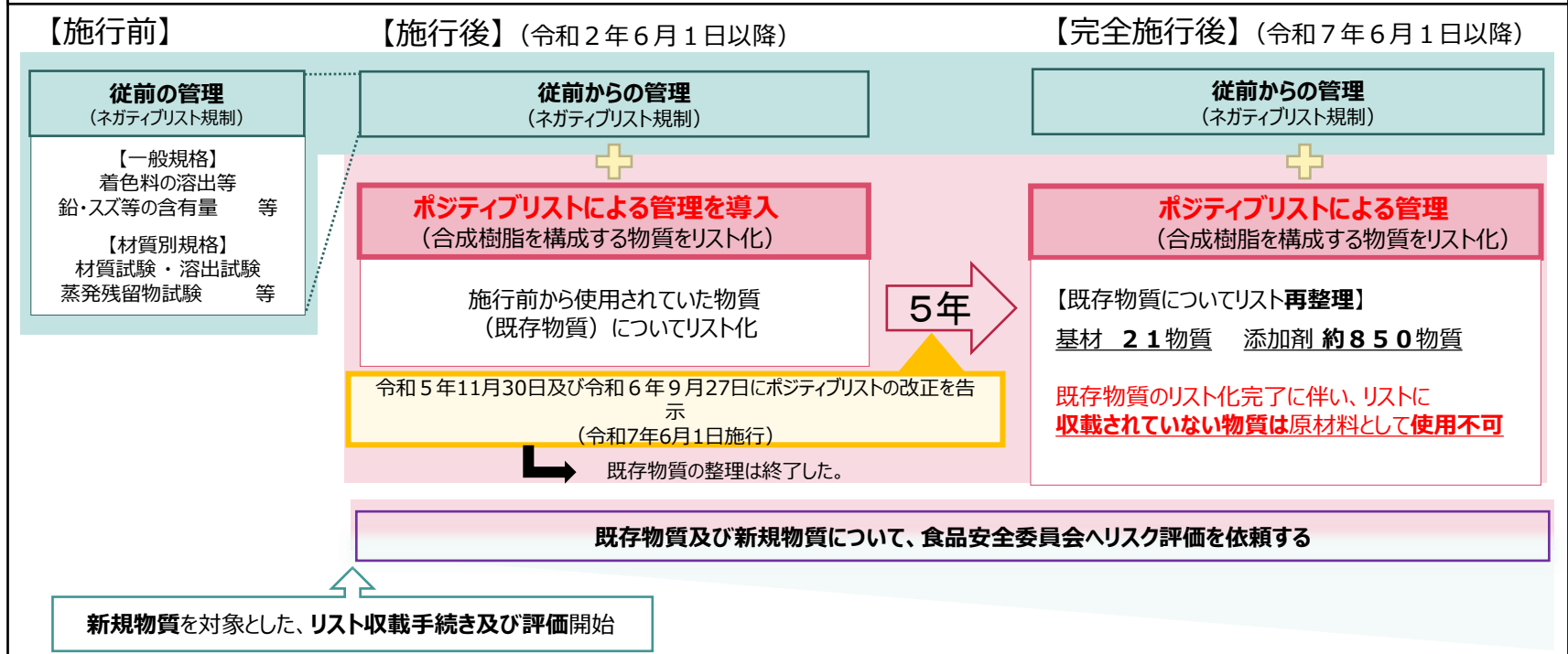


2. 令和7年度輸入食品監視指導計画

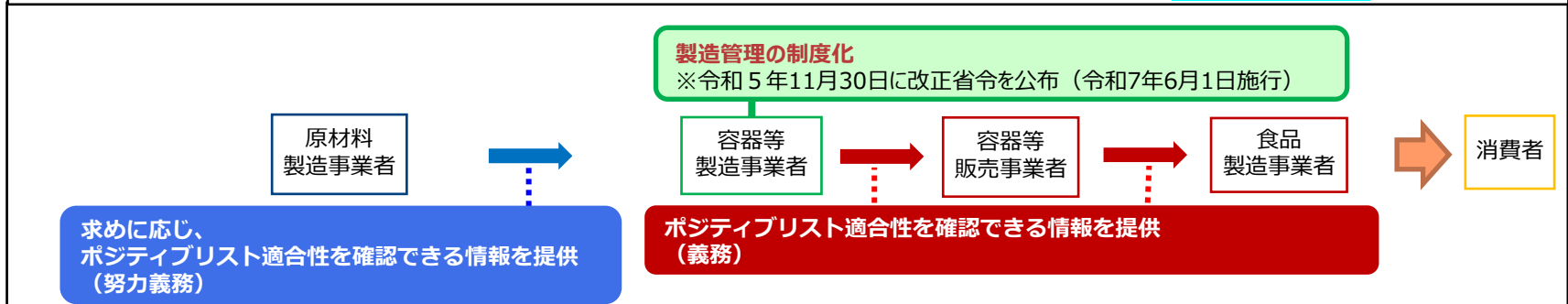
②器具・容器包装のポジティブリスト

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト

改正食品衛生法第18条の第3項（ポジティブリスト）に基づく規格の設定 →消費者庁



改正食品衛生法第52条（製造管理）及び第53条（情報伝達）に基づく運用の実施 →厚生労働省



ポジティブリスト改正告示（令和7年6月1日施行）



ホーム

▼ 本文へ ▶ 採用情報 ▶ 申出・問合せ窓口 ▶ English 文字サイズ

▶ 新着情報一覧 ▶ 報道資料一覧 ▶ 会議資料一覧 サイト内検索

テーマ別メニュー

消費者庁について

お知らせ

政策

法令

消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 食品衛生基準審査 > 器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤 > 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について(2025年6月1日以降)

消費者庁HP



食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について(2025年6月1日以降)

▼ 重要なお知らせ ▼ 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

▼ 器具・容器包装のポジティブリストに関する関連情報

▼ 食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量 (令和2年4月28日公布)

▼ 新規物質に係るご相談について

▼ 食品衛生法施行規則第66条の5の改正について(令和5年11月30日公布) ▼ 審議会・検討会等

▼ 関連情報

▶ 食品衛生基準審査

▶ 器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤

▶ 健康食品(指定成分等)

▶ バイオテクノロジー応用食品

▶ 食品添加物

▶ 食品中の汚染物質

平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度を導入しました(令和2年6月1日施行)。

ポジティブリスト改正告示（令和7年6月1日施行）

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

「食品、添加物等の規格基準の一部改正(令和6年3月12日薬事・食品衛生審議会器具・容器包装部会で審議)に関するWTO通報

 [The contents to be amended to the amended Positive List \[PDF:105KB\]](#)

※令和6年6月22日までパブリックコメントを募集しています。

器具・容器包装のポジティブリスト(令和5年11月30日公布。令和6年9月27日改正。)

令和5年11月30日に公布された厚生労働省告示第324号で消費者庁のホームページにより公表するとして別表第1は以下のとおり。

 [別表第1〔全体版〕 \[PDF: 516KB\]](#)

参考

別表第1〔分割版〕

 [第1表\[PDF: 47KB\]](#)

 [第2表\[PDF: 196KB\]](#)

別表第1の改正箇所

 [令和6年9月27日改正\[PDF: 689KB\]](#)

第1表：基材

第2表：添加剤



ポジティブリスト改正告示（令和7年6月1日施行）

ポジティブリストを確認するための参考情報

 [別表第1第1表の参考情報_ Table 1 \(Base materials\)\[Excel: 14KB\]](#)

 [別表第1第2表の参考情報_ Table 2 \(Additives\)_20241225\[Excel: 159KB\]](#)

 [別表第1第1表に係るモノマー等の参考情報_Annex 1~21_20241225 \[Excel: 209KB\]](#)

 **物質の英名、
CAS登録番号**

器具・容器包装のポジティブリストに関する関連情報

告示

 [食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件の一部を改正する件\(令和6年内閣府告示第128号\) \[PDF:55KB\]](#)

▶ [過去の告示](#)

通知

関連通知等

器具・容器包装のポジティブリストに関する関連情報

告示

 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件の一部を改正する件(令和6年内閣府告示第128号) [PDF:55KB]

▶ 過去の告示

通知

 「食品、添加物等の規格基準の一部改正について(令和5年11月30日健生食基発1130第4号)(最終改正:令和6年9月27日)[PDF:228KB]

 Partial amendment of the Specifications and Standards for Foods, Food Additives, Etc.[PDF: 164KB]

 食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について(令和5年11月30日健生食基発1130第1号)(最終改正:令和6年9月27日)[PDF: 1.6MB]

 Monomers, etc. constituting the base materials specified in Table 1 of Appended Table 1 of Specifications and Standards for Foods, Food Additives, Etc.[PDF: 88KB]

 食品、添加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等について(令和5年11月30日健生食基発1130第4号)(最終改正:令和6年9月27日)[PDF:145KB]

 The case where requirements are particularly specified in the "Requirements" column in Table 2 of Appended Table1 of Specifications and Standards for Foods, Food Additives, Etc.[PDF: 63KB]

※英語版通知について、令和6年9月27日改正の内容の反映は準備中となります。

▶ 過去の通知

ポジティブリスト制度のQ&Aについて

 ポジティブリスト制度のQ&A[PDF: 1.0MB]



2. 令和7年度輸入食品監視指導計画

③器具・容器包装のポジティブリスト (プリフォームの取扱い)

食品用PETボトル等のプリフォーム

「食品用PETボトル等のプリフォームの取扱いについて」(令和7年1月20日付け厚生食輸発0120第1号)

食品用PETボトル等のプリフォームは、これまで容器包装の原料と整理されてきたが、「器具又は容器包装を製造する営業の届出について」(令和6年3月28日付け厚生食基発0328第11号・厚生食監発0328第11号)に基づき、容器包装に該当すると改めて整理され、プリフォームを製造する営業は食品衛生法第57条第1項に基づく営業の届出対象とすることとなった。



上記の整理に伴い、**令和7年6月1日以降は食品等輸入届出が必須**となる。

食品用PETボトル等のプリフォーム

輸入実績の有無	成績書の有無	試験時の形態	新潟検疫所における輸入時の取扱い※ 1	試験について※ 2
輸入実績あり (届出実績はないが、国内流通実績がある場合を含む)	あり (材質試験・溶出試験)	プリフォーム	①材質試験：成績書の受理 溶出試験：連絡書の発出（ボトルでの 溶出試験の実施 ・後日の成績書提出について） ②試験計画書の受理 ③届出済証の交付 ④輸入者は溶出試験を実施し、 国内で食品を充填するまでの間に 成績書を検疫所に提出	登録検査機関 ○ 外国公的検査機関 ○ 自主管理等 ○
		ボトル	①成績書の受理 ②届出済証の交付	〃
	ナシ	—	①連絡書の発出（ボトルでの 材質試験及び溶出試験の実施 ・後日の成績書提出について） ②試験計画書の受理 ③届出済証の交付 ④輸入者は材質試験及び溶出試験を実施し、 国内で食品を充填するまでの間に 成績書を検疫所に提出	〃
輸入実績ナシ (初回輸入で国内流通実績もない)	あり (材質試験・溶出試験)	プリフォーム	①連絡書の発出（ボトルでの 材質試験及び溶出試験の実施 ・後日の成績書提出について） ②試験計画書の受理 ③届出済証の交付 ④輸入者は材質試験及び溶出試験を実施し、 国内で食品を充填するまでの間に 成績書を検疫所に提出	登録検査機関 ○ 外国公的検査機関 ○ 自主管理等 ×
		ボトル	①成績書の受理 ②届出済証の交付	〃
	ナシ	—	①連絡書の発出（ボトルでの 材質試験及び溶出試験の実施 ・後日の成績書提出について） ②試験計画書の受理 ③届出済証の交付 ④輸入者は材質試験及び溶出試験を実施し、 国内で食品を充填するまでの間に 成績書を検疫所に提出	〃



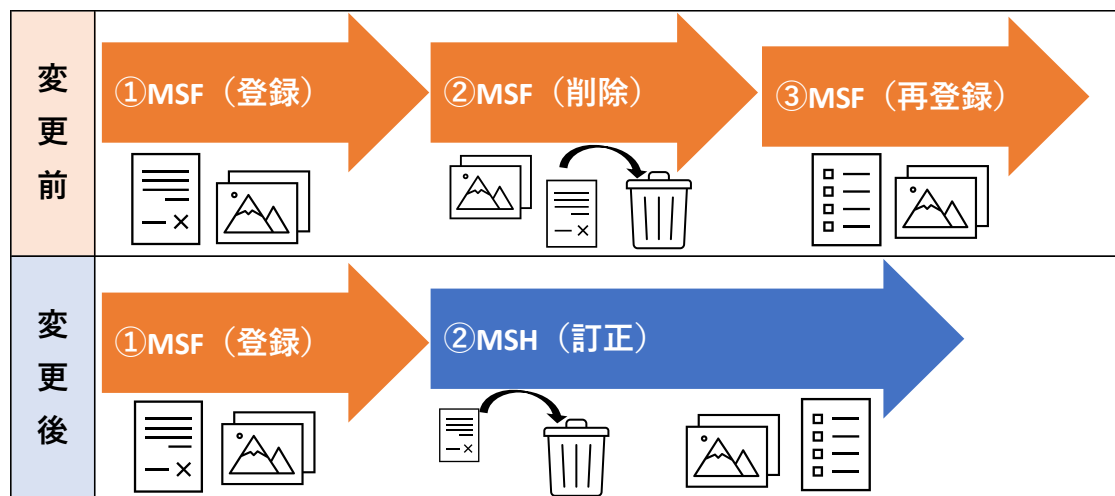
3. 第7次NACCS更改に係る追加機能

1. 通関係関連省庁添付登録業務（MSF）の改善

【変更内容】

◆ 通関係関連省庁添付訂正（MSH01）業務を新規追加

→添付ファイルの追加、変更、削除が1回の送信で可能（通信欄のみの変更も可能）



◆ 通関係関連省庁添付一覧照会（MSI01）業務を新規追加

→届出者が添付ファイルの確認のために送信履歴から登録業務の再呼出しが不要

◆ 添付ファイルの仕様変更（添付可能なファイル形式については変更なし）

1 ファイルの最大ファイルサイズ：1MB→**30MB**

1 届出あたりの最大ファイルサイズ：5MB→**30MB**

最大添付可能ファイル数：10→**20**

1. 通関係関連省庁添付登録業務（MSF）の改善

【画面イメージ（民間）】通関係関連省庁添付訂正（MSH01）業務

呼出し画面（MSH11業務）

届出番号＊

MSH01 通関係関連省庁添付訂正（検疫所（食品））

ファイル(E) 編集(E) 業務(I) 表示(V) オプション(O)

元に戻す 切り取り コピー 貼り付け 外部ファイルを開く 名前を付けて保存 印刷

☐ 新規業務画面 ☐ 送信 ☐ 送信フォルダーに保存 ☐ 添付ファイルの追加

システム識別

入力食品監視支援業務

入力情報特定番号 ①

添付ファイル

ファイル名	サイズ
TEST_4.txt	166KB

通信欄 ④

残登録可能サイズ（有効分） Kbyte ③

削除	添付ファイル通番	ファイル名	サイズ(Kbyte)	登録年月日	登録時分
☐	0000000064001	TEST_1.txt	166.00	2022/04/07	16:32
☐	0000000064002	TEST_2.txt	661.00	2022/04/07	16:32
☐	0000000064003	TEST_3.txt	900.00	2022/04/07	16:32
☐				/ /	:
☐				/ /	:
☐				/ /	:
☐				/ /	:
☐				/ /	:
☐				/ /	:
☐				/ /	:
☐				/ /	:

業務メッセージ

コード	内容	処置

業務固有情報 ②

通関係関連省庁添付訂正呼出し（検疫所（食品））（MSH11業務）で届出番号を入力し、MSH01業務を起動する

MSH01業務の主な機能

- ①添付ファイルの追加
- ②削除欄に「D」を入力
そのファイルをNAS装置から削除する
（削除情報は、一覧照会で照会可能）
- ③登録可能な残サイズを出力※
- ④MSF01で登録した通信欄の変更

※届出に添付可能なファイル仕様は

- 1 ファイル : 最大30MB
- 1 届出あたり : 最大30MB
- ファイル数 : 20

だが、削除ファイルを含めた最大ファイル数は100となる（登録可能残サイズには削除ファイルのサイズを含めない）

訂正可能回数は99回まで可能

→CFHには「添付変更」で出力される

1. 通関係関連省庁添付登録業務（MSF）の改善

【画面イメージ（民間）】

通関係関連省庁添付一覧照会（MSI01）業務

届出番号: 24000003140 宛先検査所: TOKYO

通信欄: TEST

残登録可能サイズ（有効分）: [] Kbyte

1 / 5

削除	添付ファイル通番	ファイル名	サイズ (Kbyte)	登録年月日	登録時分
☐	N000000064001	TEST_1.txt	166.00	2022/04/07	16:32
☐	N000000064002	TEST_2.txt	661.00	2022/04/07	16:32
☐	N000000064003	TEST_3.txt	900.00	2022/04/07	16:32
☐				/ /	:
☐				/ /	:
☐				/ /	:

添付ファイル通番に業務リンクを付与（添付ファイル取得（MSD）業務を自動送信、ファイルを取得する）

表示する添付ファイルの履歴数は削除ファイルを含めて100ファイルまで

通関係関連省庁添付登録（MSF01）業務

（変更前）

届出番号*: []

添付削除: ☐

通信欄: []

（変更後）

届出番号*: []

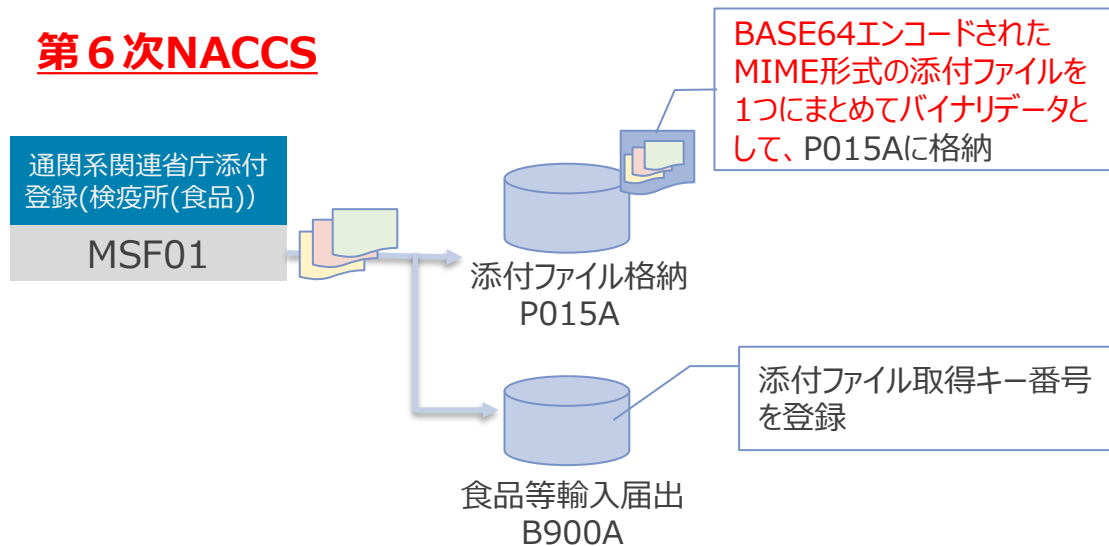
通信欄: []

「添付削除欄」を廃止

1. 通関関係連省庁添付登録業務（MSF）の改善

【添付ファイルの保存先及び保存方法の変更と移行時の注意】

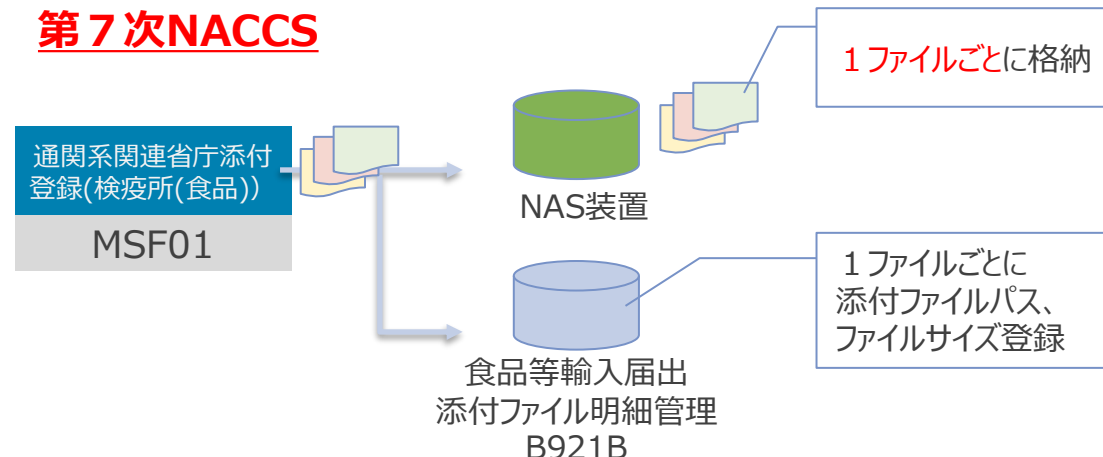
第6次NACCS



6次NACCSで出された届出において7次NACCS更改日当日以降に添付ファイルの追加、変更、削除が発生した場合はMSF01業務を実施

6次NACCSにてMSF01業務実施済の場合、MSH11/MSH01業務は実施できないためMSF01業務で変更後の全てのファイルを添付する必要あり

第7次NACCS



7次NACCS更改日当日以降にMSF01業務実施した後に再度訂正する場合はMSH01業務が実施可能

添付ファイルの追加、変更、削除が発生しない場合は審査終了まで実施可能（但し、6次NACCSで登録した添付ファイルはMSI01業務での照会は不可）

2. IFA業務等での蔵置場所チェック処理

【変更内容】

- ◆ 保管場所コードとB/L番号に紐付く貨物情報の蔵置場所との一致を確認する

食品等輸入届出事項登録(共通部)

IFA ☐ A10 種別 N 届出番号 共通番号 - ☐ ☐ ☐ 控出力要求

輸入者

住所 都道府県 市区町村 (行政区名) 町域名・番地

積込港 積込年月日

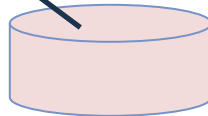
積卸港 到着年月日

保管場所 1ABCD 搬入年月日

貨物の記号 B/L番号 NACS100

積載船 (機)

<貨物情報>
B/L番号 : NACS100
蔵置場所 : 1AAAA

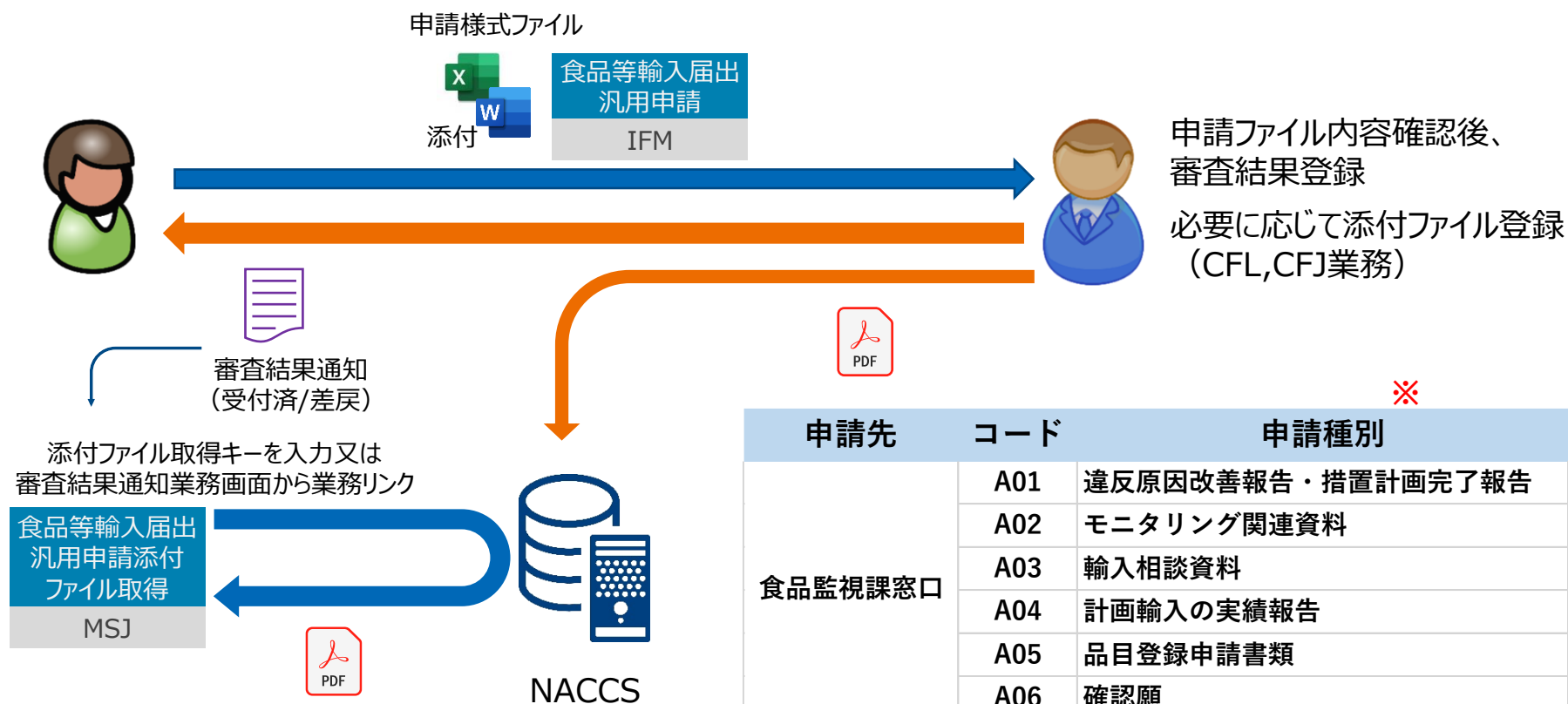


IFA、IFC及びIFE業務において届出種別が「N」で且つ入力されたB/L番号に紐付く貨物情報が存在する場合、保管場所コードが貨物情報の蔵置場所と一致するかチェックし、異なる場合は注意喚起メッセージを出力

3. 輸入食品業務にかかる紙申請業務の汎用申請化

【新規機能】

申請にかかる情報等を入力し、記入済の電子ファイルを添付することで、これまで紙ベースで行っていた輸入食品に関する申請を電子的に行うことができる



申請先	コード	申請種別
食品監視課窓口	A01	違反原因改善報告・措置計画完了報告
	A02	モニタリング関連資料
	A03	輸入相談資料
	A04	計画輸入の実績報告
	A05	品目登録申請書類
	A06	確認願
中央情報	J01	製造者、製造所コード申請
	J02	入出力装置の設置、廃止、変更届出

※暫定的な内容のため変更の可能性あり 43

3. 輸入食品業務にかかる紙申請業務の汎用申請化

【画面イメージ（民間）】NACCSパッケージソフトから汎用申請手続一覧へのリンク

NACCSパッケージソフトの汎用申請タブに掲載されているリンクから、汎用申請手続種別コード、様式等が掲載されている汎用申請手続一覧のページを直接開くことができる

netNACCS

ファイル(F) 業務(J) 送受信電文一覧(E) 表示(V)

電文を開く 古い電文の一覧表示 外部ファイル

ログオン ログオフ 新規業務画面 即時

利用者ID入力

利用者ID

パスワード

業務コード入力

業務コード

種別

業務メニュー 業務履歴 JOBキー

フォルダー参照 汎用申請 コード集

汎用申請

[汎用申請手続一覧](#)

[汎用申請手続一覧\(外為\)](#)

食品等輸入届出汎用申請

*申請種別については後日改めてご連絡いたします。

コード	申請種別	様式	最新データ掲載日	参考
A01	違反原因改善報告・措置計画完了報告		2025.10.10	
A02	モニタリング関連資料		2025.10.10	
A03	輸入相談資料		2025.10.10	
A04	計画輸入の実績報告	Excel形式	2025.10.10	
A05	品目登録申請書類	品目登録要請書 Word形式	2025.10.10	
		品目登録変更要請書 Word形式		
		品目登録削除要請書 Word形式		
A06	確認願	Word形式	2025.10.10	
J01	製造者、製造所コード申請	Excel形式	2025.10.10	厚生労働省HP（外部サイト） ： 食品等輸入届出における製造者等のコードについて
J02	入出力装置の設置、廃止、変更届出	Excel形式（マクロ）	2025.10.10	提出ファイルの作成方法（マニュアル）

※汎用申請の対象手続き及び様式等に関するお問い合わせは検疫所食品等輸入届出受付窓口へお問い合わせください。

[厚生労働省HP（外部サイト）](#)：食品等輸入届出受付窓口一覧

3. 輸入食品業務にかかる紙申請業務の汎用申請化

【画面イメージ（民間）】食品等輸入届出汎用申請（IFM）業務

- ◆ ファイル添付は必須
添付可能なファイルの仕様についてはMSF添付と同様（但し、ファイル数の制限なし）
1ファイルあたりの最大サイズ：30MB、最大合計ファイルサイズ：30MB
ファイル形式：Word、Excel（マクロ有効ブック除く）、PDF 等
- ◆ 申請先検疫所はプルダウンより選択
(J01：製造者等コード、J02：入出力装置は中央情報が自動で選択されるので入力不要)
- ◆ 申請手続種別には汎用申請手続コードの入力必須
- ◆ 届出番号が入力された場合
 - ・ オンラインDBに存在しない場合はエラー
(違反届出の場合、届出処理済後365日まで保存)
 - ・ 入力された届出番号の届出者とIFM実施利用者が一致しているかチェック
 - ・ 入力された届出番号の先頭2桁と選択された申請先検疫所が一致しているかチェック（申請先検疫所がスペースの場合は届出番号の先頭2桁を補完）
 - ・ 1つの届出番号に対して、同時に2つ以上の汎用申請手続を行うことはできない（申請手続が終了した後に別の申請手続をすることは可能）

IFM 食品等輸入届出汎用申請

ファイル(E) 表示(V)

申請先検疫所

申請手続種別

申請担当者

申請者電話番号

社内整理番号

届出番号

記事

11: 小樽検疫所
12: 小樽検疫所千歳空港検疫所支所
13: 仙台検疫所
14: 仙台検疫所仙台空港検疫所支所
21: 成田空港検疫所
24: 東京検疫所食品監視課
26: 東京検疫所食品監視第二課 (船橋)
27: 東京検疫所千葉検疫所支所
28: 東京検疫所東京空港検疫所支所
29: 横浜検疫所
32: 東京検疫所川崎検疫所支所
51: 新潟検疫所
52: 名古屋検疫所清水検疫所支所
53: 名古屋検疫所
54: 名古屋検疫所中部空港検疫所支所
55: 名古屋検疫所四日市検疫所支所
57: 新潟検疫所食品監視課小松空港分室
61: 大阪検疫所

3. 輸入食品業務にかかる紙申請業務の汎用申請化

【画面イメージ（民間）】食品等輸入届出汎用申請変更（IFN）業務

→検疫所側（CFL/CFJ業務）で差戻にした申請に対して実施可能

- ・食品等輸入届出汎用申請受理番号は必須、変更前の受理番号を入力
- ・申請担当者、申請者電話番号、社内整理番号、届出番号、記事に入力がない場合は変更前の情報を引き継ぐ
- ・届出番号に「N」が入力された場合は届出番号を削除する
- ・ファイルの追加、差替え、削除が発生した場合には変更後の全てのファイルを添付
- ・添付ファイルを引き継ぐ場合は、添付ファイル変更なしチェックボックスにチェックする
- ・IFN業務は検疫所側の審査状況によらず連続で実施可能
- ・IFN業務による変更は最大99回まで可能

IFN 食品等輸入届出汎用申請変更

ファイル(F) 表示(V)

食品等輸入届出
汎用申請受理番号*

申請担当者

申請者電話番号

社内整理番号

届出番号

記事

☐ 添付ファイル変更なし

3. 輸入食品業務にかかる紙申請業務の汎用申請化

【その他】届出情報における汎用申請受理番号、データの保存期間

- 汎用申請に届出番号の登録がある場合、IIF画面に汎用申請受理番号を表示

食品等輸入届出情報照会(共通部)

IIF ☐ D24 種別 ☒ N 届出番号 24000005760 担当検疫所 TOKYO

輸入者 YUNYUSYA

住所 都道府県 市区町村 (行政区名) 町域名・番地

TOKYO MINATOKU 1-1-1

入力者 1AACC 1AACC NAME

入力担当者 TEL

共通管理番号 - 輸入申告状態

汎用申請受理番号 2400000129

添付照会 届出控 連絡履歴 次ページ 変更前 変更後 連続 終了

F1:ヘルプ F2:連絡履歴 F4:終了 F5:届出控 F6:変更前 F7:変更後 F10:添付照会 F11:連続 PgUp:次ページ

複数の汎用申請にて同じ届出番号が登録された場合、最新の汎用申請受理番号のみが届出に紐付く
(汎用申請受理番号が上書き保存される)

- データの保存期間

審査が終了している申請情報は、添付ファイルを含め一定期間経過後に削除されるため、検疫所が登録した添付ファイルについて申請者は保存期間中にダウンロードする必要がある

データ状態	添付ファイル登録者	テーブル	保存期間
CFL/CFJ業務にて受付済	—	汎用申請	4日
	申請者	添付ファイル格納	4日
	検疫所	添付ファイル格納	14日
CFL/CFJ業務にて差戻	—	汎用申請	30日
	申請者	添付ファイル格納	30日
	検疫所	添付ファイル格納	30日

※保存期間は日曜・祝日を含む

3. 輸入食品業務にかかる紙申請業務の汎用申請化

【その他】食品等輸入届出汎用申請審査結果通知

検疫所側（CFL/CFJ業務）で
[送信]ボタン押下時、申請者に対して
食品等輸入届出汎用申請結果通知を出力

審査結果（申請種別により
表示内容が異なる）

検疫所からの回答に
添付ファイルがある場合に出力

[illegible]

4. 計画輸入届出の電子化

【変更内容】

計画輸入届出（届出種別：P or D）の場合、届出者に出力する食品等輸入届出済証及びIIF業務に計画輸入の有効期限（計画輸入終了日）を出力する

計画輸入 XXXXXXXXX (日付) まで有効

[illegible]

食品等輸入届出情報照会情報

ファイル(F) 表示(V)

共通部 輸送部

届番号 01 審査区分 ☐ モニタリング ☐

品目 -

出力項目省略

郵便、FAXまたは窓口への持ち込みにより添付書類を提出する ☐

審査担当者1 審査終了日 / / 計画輸入終了日

審査担当者2 届出済証発行日 / / 届出済後検査確認表示 ☐

食品等輸入届出情報照会(個別)

IIF ☐ 024 種別 N 届出番号 24000002070 審査区分 2 モニタリング ☐

届番号 01 品目 0510500 スナック菓子類

出力項目省略

郵便、FAXまたは窓口への持ち込みにより添付書類を提出する ☐

審査担当者1 S1NSA1 審査終了年月日 20220802 計画輸入終了年月日 20230801

審査担当者2 S1NSA2 届出済証発行年月日 20220802 済後検査確認 ☐

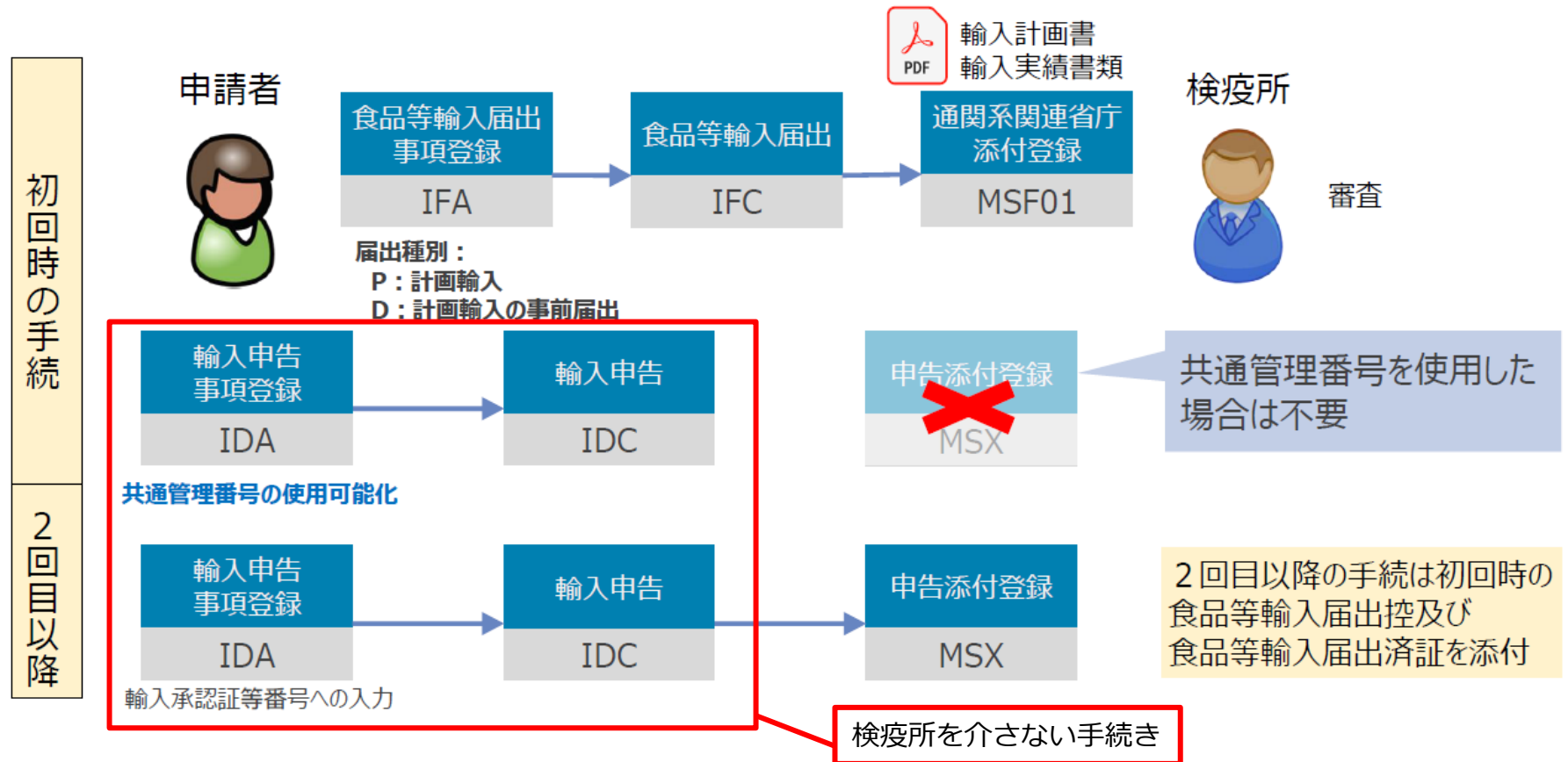
検査照会 連絡履歴 前ページ 次ページ 変更前 変更後 連続 終了

F1:実績照会 F2:連絡履歴 F4:終了 F6:変更前 F7:変更後 F8:検査照会 F11:連続 Pa0:次ページ Pa0n:前ページ

→届出者のIFA業務により電子的に計画輸入初回届出が可能（書面届出が不要）
計画輸入の有効期限を電子的に照会できる

4. 計画輸入届出の電子化

【（参考）電子化後の業務フローと輸入申告時の運用】



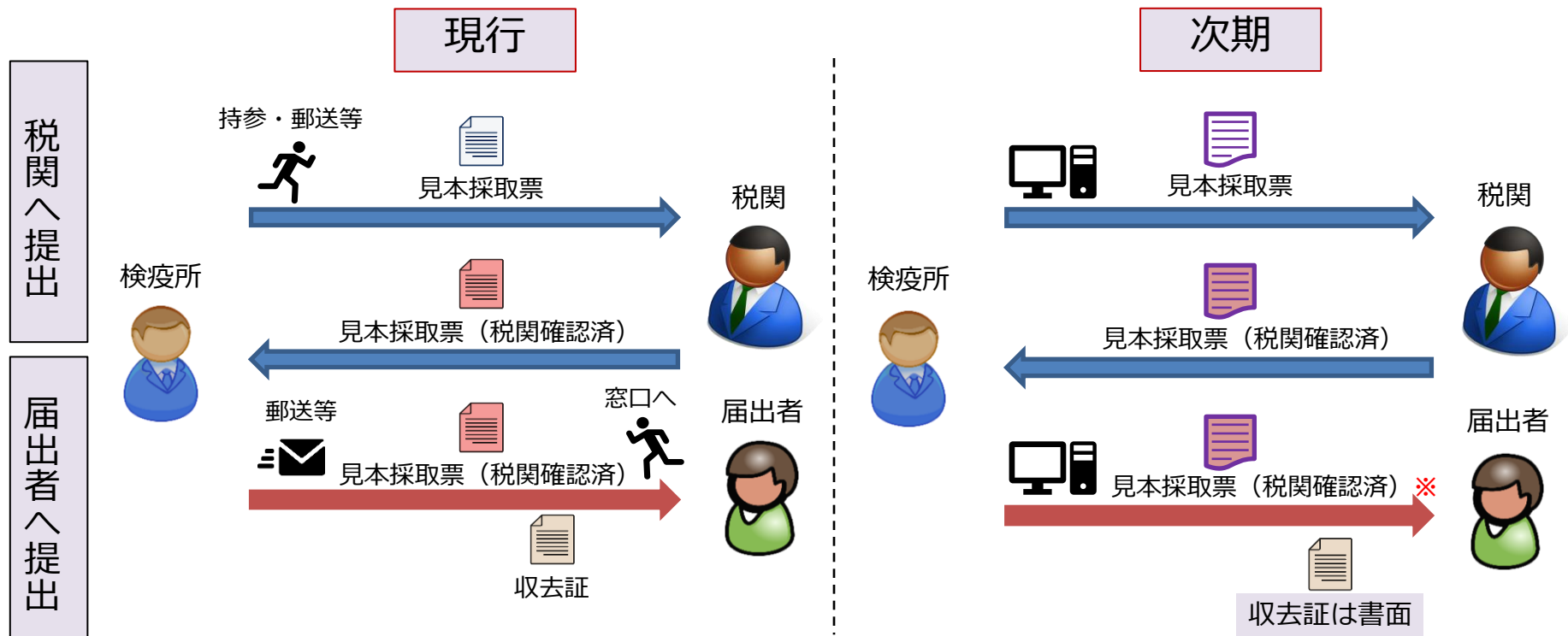
2回目以降の申告添付登録（MSX）業務では添付するファイルが変更となる

〔現行〕食品等輸入届出済証（書面）→〔次期〕食品等輸入届出控及び食品等輸入届出済証

5. 見本採取票の電子化

【変更内容】

各種帳票出力（CFZ）業務及び届出情報一覧照会（CFO）業務から、見本採取票を税関及び届出者に帳票出力可能とする



※届出者へ見本採取票を出力した際に、届出の保管場所コードから保税地域の利用者コードが取得できる場合には、保税蔵置場にも見本採取に関する情報が出力される